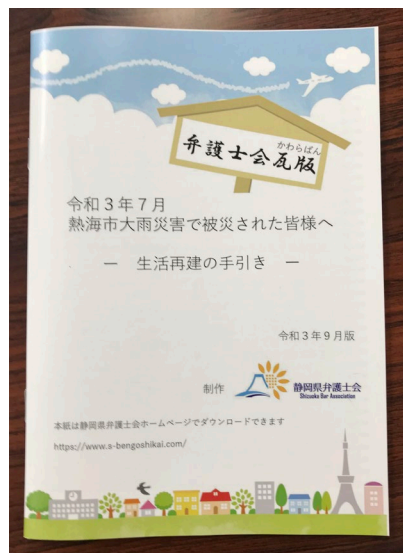
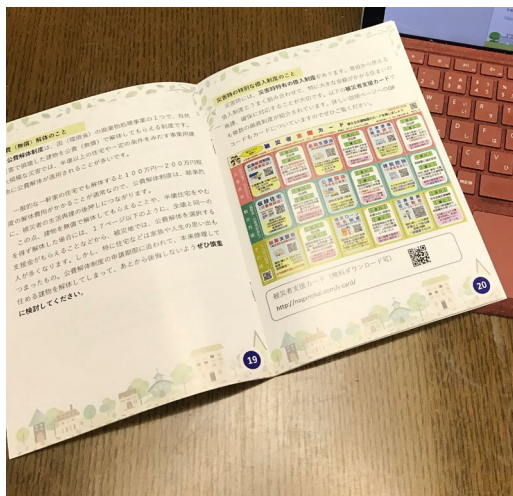


熱海市土石流、牧之原市竜巻、令和元年台風19号からの

専門士業による水害支援



今一体何が起きているの？

ホテル避難所のこと
自然災害で被災された方に対しては、当面の生活場所の確保や、今後の生活や住宅の再建のために、国、自治体、社会福祉協議会、金融機関などによる様々な支援制度があります。
最初の支援は、避難所による支援です。今回の熱海市では、全国的にも珍しく、避難所としてホテルが提供されました。これは災害救助法という法律に基づく支援です。多くの方がこの緊急な生活場所の支援を受けられました。災害救助法に基づき、避難所では食事などさまざまな物資の提供もされました。

応急仮設住宅のこと
もともと、避難所（ホテル避難所を含む）というのは緊急的な避難場所に過ぎません。そのため、避難所をでたあと、最終的な生活再建までの間、自分で住居を確保することが難しい方に対しては、数年単位で生活できる場所も提供されます。それが応急仮設住宅（災害救助法）の制度です。提供される期間は原則として最大2年間、自治体を通じて住宅が提供されます。
仮設住宅には、新たにプレハブなどの建物を作る建設型の仮設住宅もありますが、熱海市には新たに建物をたくさん作る場所が少ないので、今回の熱海市の災害では、建設型の仮設住宅は作られていません。

今後の流れはどうなるの？

2年経ったあとの生活場所のこと
仮設住宅の期限となる2年後の生活場所を考える上では、現在の警戒区域（災害対策基本法）の設定がいつ解除されるか（今後、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定がされた場合にはその解除も）が大きな問題になります。元の伊豆山地区に戻れるのかどうか、戻れる時期がいつになるのかが明らかにならないと、最終的な住まいの方針を決めることができないからです。

この点、警戒区域の設定や長期避難世帯の認定は、基本的に、二次災害の危険等から住民の首尾を守るためのものですから、これらが解除されるかどうかや解除の時期などは、今後、いつ、現地の安全性が確保できるかに関わります。

過去の被災地の例などを参考にすると、たとえば上流の砂防堰堤などの土砂災害を防ぐための砂防施設などの建設が完了し、一定の安全性が確保できた段階で警戒区域の設定や長期避難世帯の認定が解除されることが考えられます。しかし、一般に比較的規模の大きな砂防工事には数年間程度かかることも珍しくありませんので、仮設住宅での生活が2年間続いたあとに、すぐに元の住居の場所に戻れるか、言い換えれば、2年後に警戒区域や長期避難世帯が解除されるかどうかは、現状では断言はできない問題だと思います。



熱海市伊豆山 生活再建の手引き
(左のQRコードからDL可能)

日弁連災害復興支援委員会 副委員長
弁護士・防災士 永野 海
<http://naganokai.com>

静岡県弁護士会では、今回の災害に関し、7月5日からの無料電話相談のほか、熱海市では、他の専門士業とも連携し、静岡県災害対策士業連絡会として、7月26日以降、ほぼ連日にわたり現地での相談活動を行ってきました。現地相談には、これまでに弁護士延べ約250名、士業全体では延べ約500名以上が参加し、ご相談件数は200件を超えています。

はじめに（このリーフレットについて）

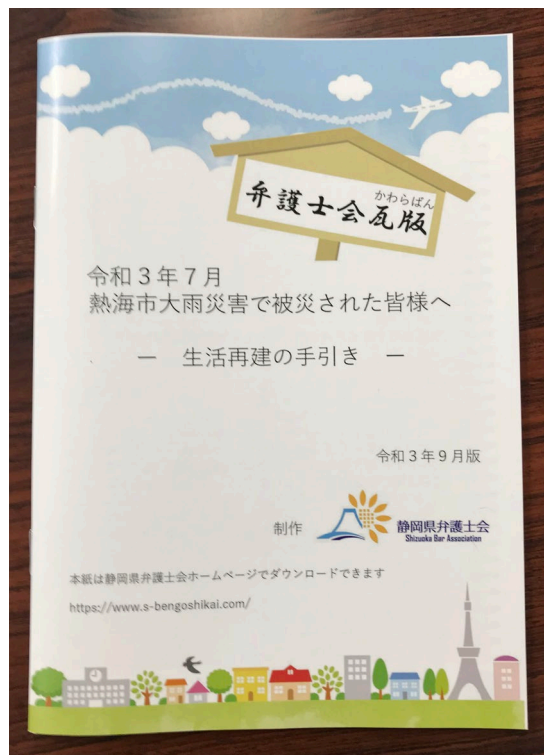
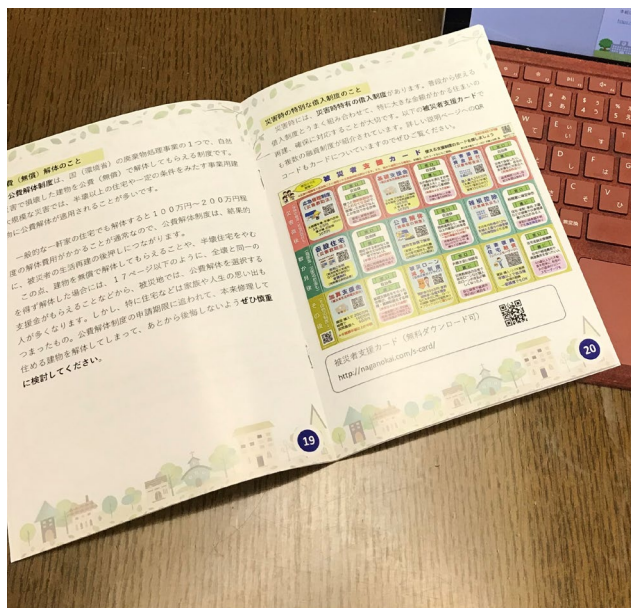
この度の令和3年7月大雨災害で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

静岡県弁護士会では、今回の災害に関し、7月5日からの無料電話相談のほか、熱海市では、他の専門士業とも連携し、静岡県災害対策士業連絡会として、7月26日以降、ほぼ連日にわたり現地での相談活動を行ってきました。現地相談には、これまでに弁護士延べ約250名、士業全体では延べ約500名以上が参加し、ご相談件数は200件を超えています。

弁護士会は、今後も無料相談窓口を継続し、生活再建、住宅再建のお手伝いのほか、さまざまな悩みごと、お困りごとをお聞きいたします（本書巻末をご参照下さい）。

しかし、同時に、われわれは、発災から2か月が経過した現在でも、必要にして十分な情報が、まだまだ被災された皆様に届いていないのではないかと、という思いを強く感じています。

そこで、この度、静岡県弁護士会では、このリーフレット「令和3年7月 熱海市大雨災害で被災された皆様へ生活再建の手引き」（弁護士会瓦版）を制作し、熱海市の大雨災害で被災された皆様に対して、いま一体何が起きているのか、今後どのようなようになっていくのか、使える支援制度にはどのようなものがあるのか、誰にどのような相談ができるのか、などさまざまな情報をお届けすることといたしました。本書にまとめた情報が、その一部でも、被災された皆様のお役に立つことがあれば幸いです。



水害支援 士業連絡会6つの



静かな電話
ニーズあり



損壊支援
躊躇せず



再調査に
負担なし



支援知見
半壊に



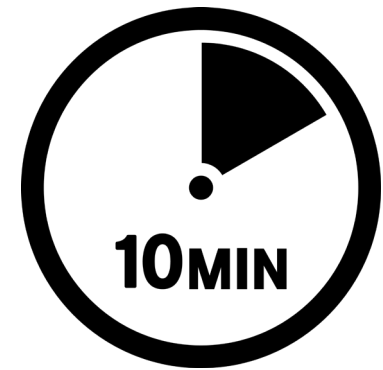
政策提言
先んじて



再建支援
最後まで



水害支援 士業連絡会6つの



静かな電話
ニーズあり

「電話がならない」は、

「困っている人がいない」ではない

内水氾濫の落とし穴



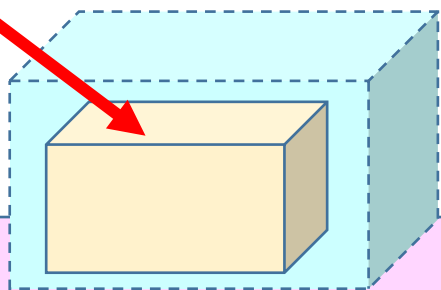
千葉県弁護士会の電話相談 (主に台風15号)

相談全体の大半が
土地工作物の相談

屋根が飛んで
人の物を壊し
ちゃった。弁護
士に相談しな
きゃ！



被災世帯の約3%が相談



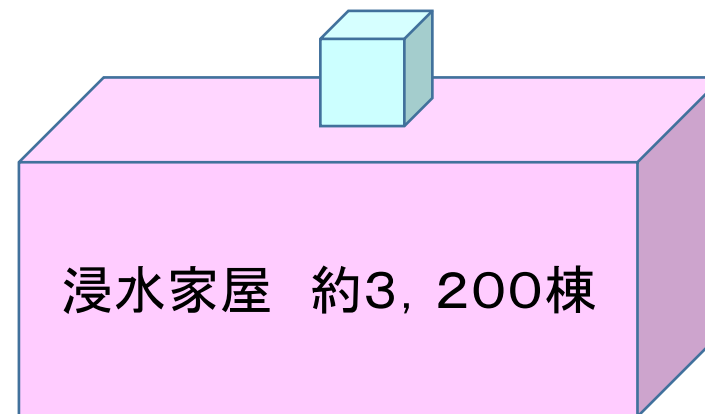
損壊家屋 約40,000棟

静岡県弁護士会の電話相談 (主に台風19号)

家が水浸した。
これからどうし
たら…。



被災世帯の約1%が相談



浸水家屋 約3,200棟

毎日開催してる電話相談
の合計
(伊豆の国市)



たった5回の現地相談
(伊豆の国市)



現地に行くと
相談率は5倍
以上に増加

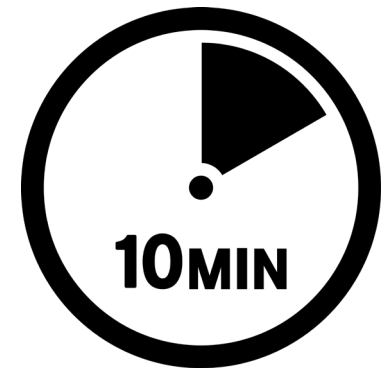
被災世帯
の2.5%

浸水家屋 約600棟

被災世帯の
13.5%が相談

浸水家屋 約600棟

水害支援 6つの



**損壊支援
躊躇せず**

一部損壊や準半壊が多くなる
内水氾濫では、どうしても現地支援
を躊躇しがち



家が床上浸水！

一部損壊

の罹(り)災証明でも受けられる支援の一覧

(申請しないと支援は受けられません。支援者の皆さまのお力が必要です)

作成 弁護士永野海(静岡県弁護士会)

- * 罹災証明が準半壊、各種半壊、全壊の人にはもっとたくさんの支援があります
- * 罹災証明の判定が不服なら自治体に再調査申請ができます。修理業者さんにもご相談を！

➡ 支援制度の解説動画 YouTubeで「**関東弁護士会連合会 支援**」で検索を！

修理のお金がもらえるかも！



火災保険の保険金

保険会社からの提示額には**反論**もできます

一部損壊の人に義援金が配分されることも



義援金
(災害により金額変化)



自治体独自の支援金

自治体からの今後の情報を要チェック！

修理のお金が借りられるかも！



災害援護資金貸付
(自治体が窓口)

浸水による家財の**3分の1以上**の損害で150万円まで借入可能

社会福祉協議会には様々な貸付制度があります



生活福祉資金貸付制度
(社協が窓口)



災害復興住宅融資
(住宅金融支援機構)



リバースモーゲージ融資の災害時特例
(住宅金融支援機構)

罹災証明があれば住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)で修理費の借入も！

60歳以上なら**金利だけの返済プラン**も！

ローンや税金がなくなるかも！



雑損控除
災害減免法

医療費控除のように、災害時の家財や建物などの損害は確定申告で**所得控除**に！

浸水した家具の価値(損害)がわからなくても大丈夫！**国税庁が推定**してくれています



国税庁の家財推定額のページ

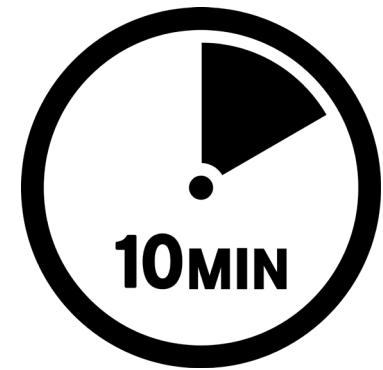


被災ローン減免制度
(ガイドライン)

修理費が数百万円！住宅ローンなど個人ローンの減額、免除の制度はお近くの弁護士会に相談を



水害支援 士業連絡会6つの



**再調査に
負担なし**

罹災証明の再調査

ある“仕組み”を活用すれば
とても効率的に認定アップ！



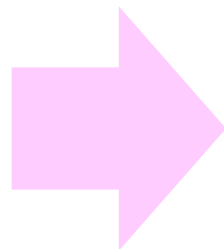
水災の場合の罹災証明の調査方法 (木造・プレハブ・2階建)

浸水被害

+

外壁や建具が50%以上損傷
土石流や土砂崩れなどの「外力」で

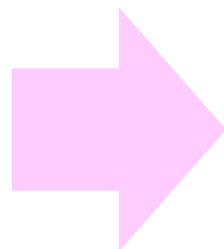
YES



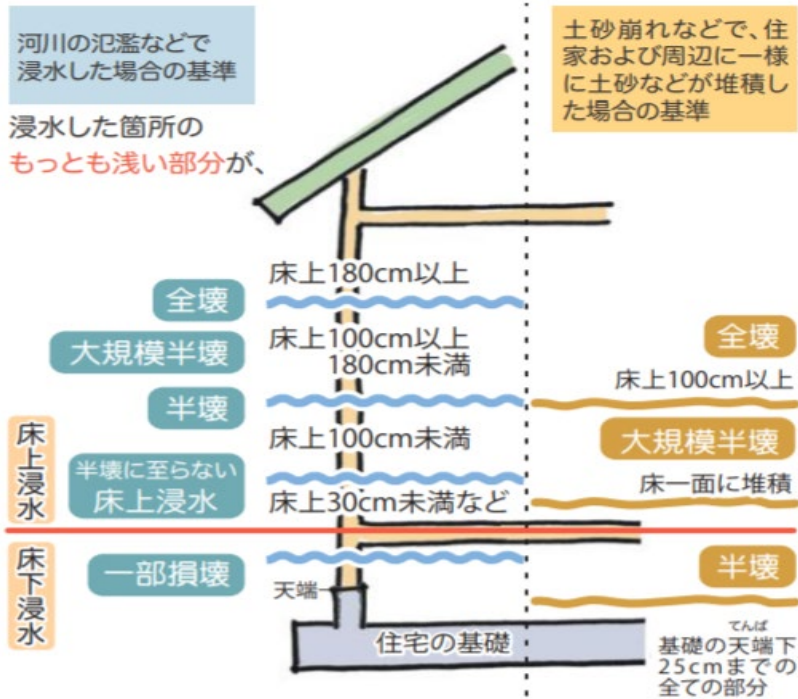
右の「第一次調査」を最初に使って判断

NO

(内水氾濫のときなど)



右の「第二次調査」で、具体的な損害の程度から判断



「水害にあったときに」から引用



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

内閣府防災情報のページ
http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203sho_umei.pdf

100点満点の損壊テストで、点数を積み重ねていく



片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、あらゆる場所を写真・動画で撮影

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

再調査による 認定変更の 大きな効果



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満



内閣府の住家被害認定調査の方法に関するページ
(このマニュアルをみて再調査のポイント検討をする)



最大600万円
程度の支援差

応急修理ゲット
義援金ゲット

令和3年5月 静岡県牧之原竜巻被害 (罹災証明の認定変更支援活動)



出典：静岡新聞令和3年5月3日朝刊

【支援の流れ】

- ① 自治体への**点数開示要請** (点数内訳も)
- ② **建築専門家や工務店** などへの**相談** (実際の被害と自治体の認定との相違確認)
- ③ 工務店等の**調査結果** や**修理図面**などを自治体**に提出** (できれば面談も)
- ④ **再調査申請**
- ⑤ **再調査への立会い** (被害箇所の説明)



屋根が激しく損壊し、**屋根から雨水が侵入** (当初の被災直後の住家被害認定調査では雨水侵入の被害が十分に考慮されず)



屋根から侵入した**雨水の痕跡を調査する税務課職員** (弁護士、工務店、災害NPOなども立会い、被害を説明)

屋根

<表 屋根（構成比 15%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている（棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。）。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 一部のスレート（金属製を除く。）にひび割れが生じている。 浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。 浸水により下地材の損傷が見られる。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 屋根に若干の不陸が見られる。 小屋組の一部に破損が見られる。 瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 スレート（金属製を除く。）のひび割れ、ずれが著しい。 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 屋根に著しい不陸が見られる。 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 	100%



建替え業者に調査報告書を書いてもらい
損壊評価がV（最大の損壊）に変更に



内閣府 住家被害認定調査方法のページ

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷屋根面積}}{\text{全屋根面積}} \times \text{各部分の損傷程度（\%）}$$

※各屋根面の各部分の損傷程度が異なる場合には、屋根全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

天井

<表 天井 (構成比5%) >

程度	被害の例示	損傷程度
I	・天井板にわずかな隙間が生じている。	10%
II	・天井板に隙間が生じている。 ・天井面に若干の不陸が見られる(天井面で見える場合は見切りは不要。調査する部屋の天井1面を損傷程度25%の損傷として算定する。)	25%
III	・天井面にわずかな不陸が見られる。 ・天井板の浮きが生じている。 ・塗天井に亀裂が生じている。	50%
IV	・天井面に不陸が見られる。 ・天井面に歪みが見られる。 ・天井板のずれ、一部脱落が見られる。 ・塗天井に剥離が見られる。 ・浸水による天井仕上(クロス等)の剥離・表面劣化が見られる。(下地材の交換を要しない程度)	75%
V	・天井面に著しい不陸が見られる。 ・天井板が脱落している。 ・浸水による下地材・化粧せっこうボード・その他天井材の吸水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。(下地材・天井板の交換を要する程度)	100%

内壁

<表 内壁 (構成比10%) >

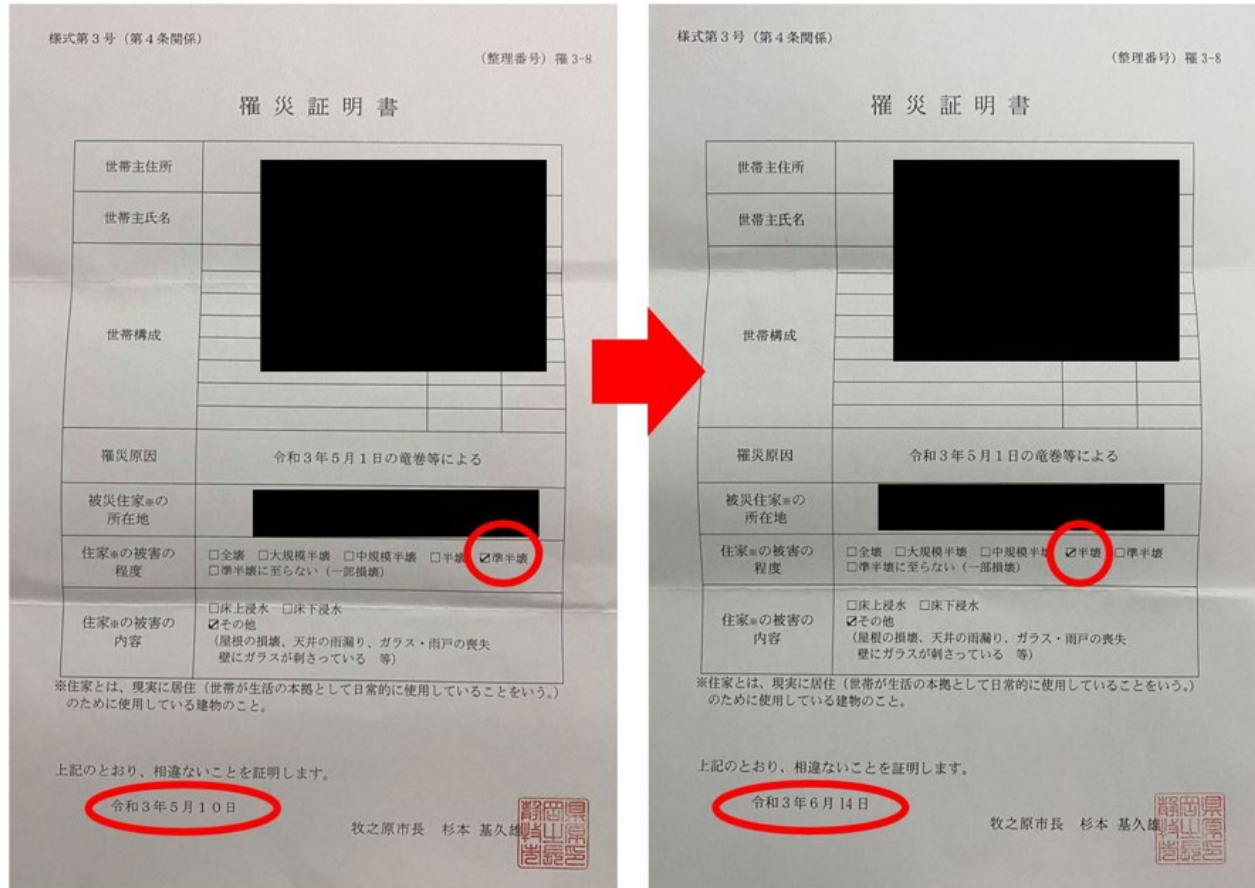
程度	損傷の例示	損傷程度
I	・塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板にわずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。 ・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ・ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。	50%
IV	・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。 ・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。	75%
V	・全ての仕上材が脱落している(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) ・下地材の損傷が生じている。 ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) ・浸水により塗土の大半が剥落している。	100%



内閣府 住家被害認定調査方法のページ

半壊に認定変更になるとこんなにも大きなお金が...

「準半壊」から「半壊」に変更になったことによる経済的利益



1. **公費解体の利用が可能に**
無償で建物解体してもらえることにより150～200万円程度の利益
2. **生活再建支援金の受給対象に**
静岡県には、被災者生活再建支援法と同様の独自制度があるため、今回、半壊認定となったことで、半壊+解体=全壊とみなされ建替により300万円の受給に。
3. **義援金の金額の増大**
準半壊ではなく半壊前提での義援金配分を受けられる。

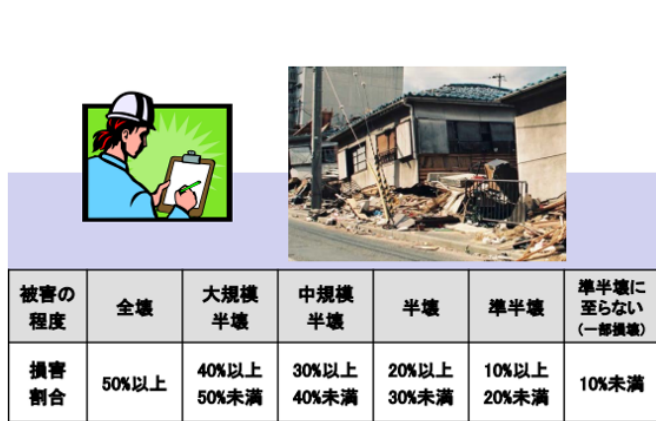
令和元年台風15号(房総半島台風)の際の認定緩和措置 →



被害程度のイメージ (被害認定基準運用指針に基づき調査は実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)
 前提: 2階建て住家。(平屋住家と同様の被害が出ている場合には、さらに被害の程度が高くなる。)

瓦屋根等に被害はあるが、雨漏りなし など	瓦屋根等に相当程度の被害があり、屋内が雨水で浸水 など	瓦屋根等の大部分に被害 など
<被害程度のイメージ> 軽微な衝突痕等 棟瓦の破損等	衝突痕、貫通痕等 壁クロスの剥離等	葺材の大部分損傷 仕上げ材の脱落
概ね「一部損壊」	概ね「半壊」	概ね「大規模半壊」又は「全壊」

4. **固定資産税の減免措置の対象に**
既に支払い済みの固定資産税も還付になると自治体から連絡。
5. **その他**



内閣府防災情報のページ
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r20gshoumei.pdf>

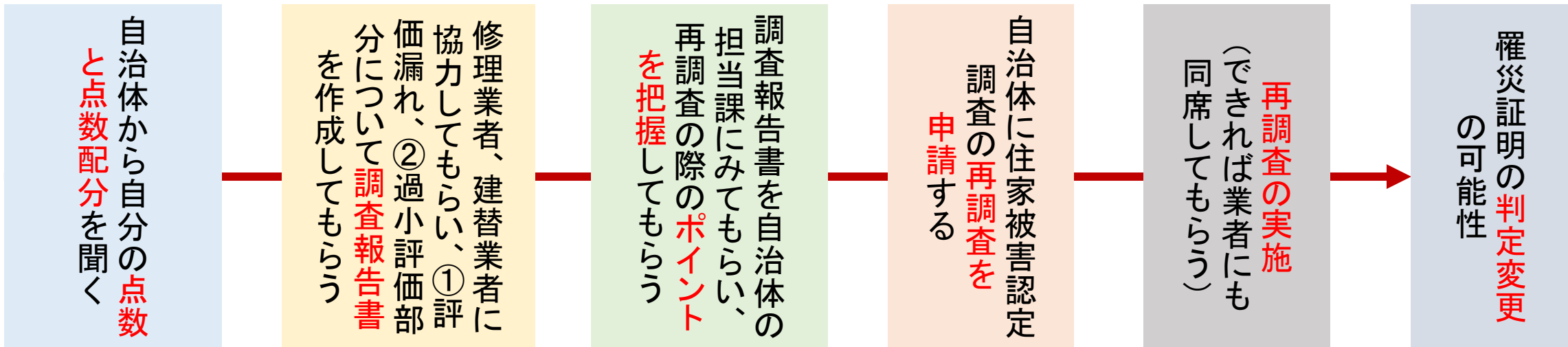
100点満点の「壊れ度テスト」で、点数を積み重ねていく



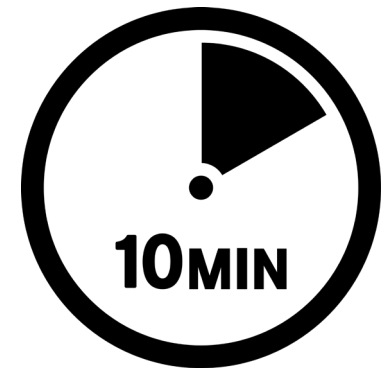
<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 <small>窓、サッシ、戸、ふすま、障子など</small>	15 %
基礎	10 %
設備 <small>水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など</small>	10 %

罹災証明に不満がある場合の認定変更の流れ



水害支援 士業連絡会6つの



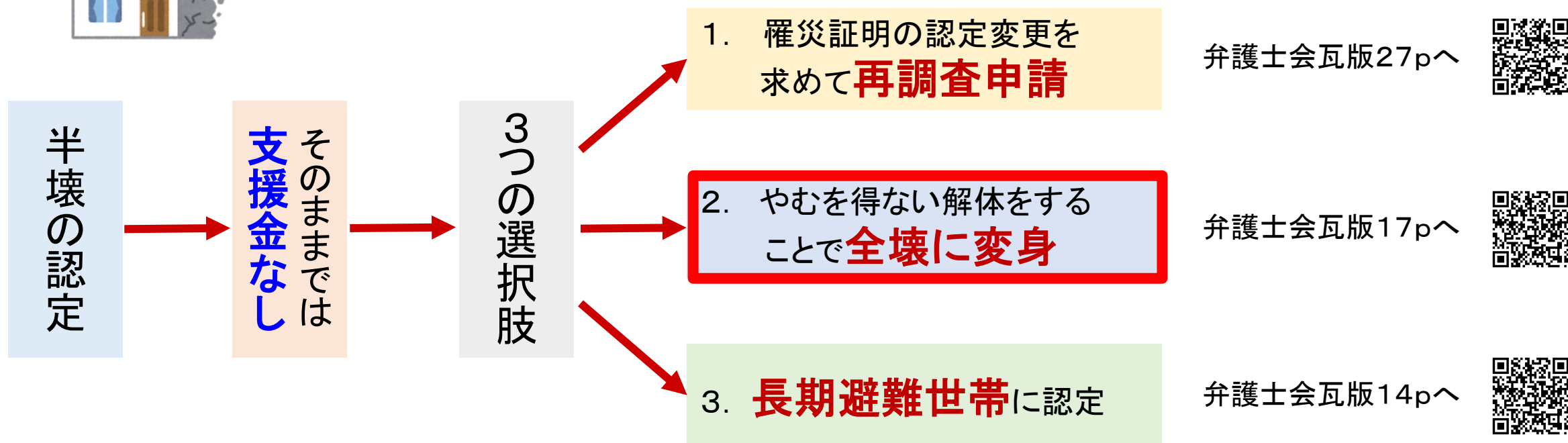
支援知見
半壊に

半壊の人に対する支援ほど

支援者の知識が左右する類型は
ない



半壊の人の3つの選択肢(助言のポイント)



基礎支援金




全 壊	大規模半壊
	
100万円	50万円
解体 (半壊や敷地被害でやむなく)	長期避難 (災害後も危険で居住不能)
	
100万円	100万円

注) 借家では、大家さんでなく居住者がもらえる！

加算支援金



さらに追加でもらえる

新築・購入 なら		200万円
修理 なら		100万円
引越して賃借なら (公営住宅を除く)		50万円

注) 一度借家などに引越したあと、最終的に新築や補修した人でも合計して上の最終金額まではもらえる

注1) 単身世帯はそれぞれの金額の4分の3に減額

注2) 新設された中規模半壊では、加算支援金のみ、上記金額の半額がもらえる

半壊でも解体すれば 支援金300万円がもらえると知っていれば・・・

<被災住宅修繕未完了>底突く退職金、年金暮らし…自宅損壊のまま生活「追い詰められる」悲痛

4/20(土) 10:31配信



自宅2階で、地震で床から天井まで柱にひびが入ったままの柱を見る菅沢さん

東日本大震災から8年が過ぎてなお、津波や地震で損壊した自宅での生活を強いられる被災者は少なくない。仙台市青葉区中山で暮らす無職菅沢啓子さん(67)の自宅を訪ねた。

【被災住宅】カビで変色した壁 せきやめまいも

市の目視による損壊判定は「半壊」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がいる」と言われた。公的な支援は応急修理制度(52万円)と義援金(54万円)だけだった。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。菅沢さんは知らなかった。「仕事が忙しく、誰に相談すればいいかわからなかった。知っていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みでうつ病を発症した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。菅沢さんは悲痛な思いで訴える。

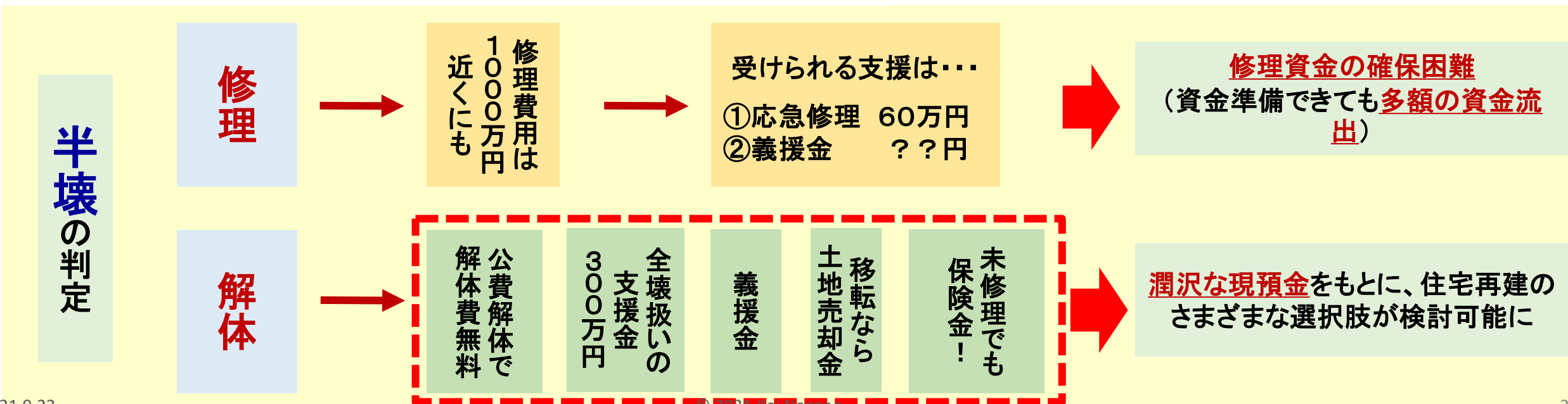
「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいかわからず困っている人は他にもいるのではないか」

(石巻総局・氏家清志)

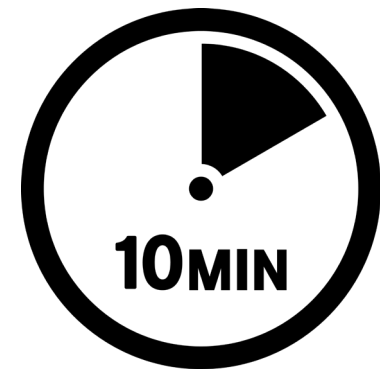
出典：河北新報平成31年4月20日記事



生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。菅沢さんは知らなかった。「仕事が忙しく、誰に相談すればいいかわからなかった。知っていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。



水害支援 士業連絡会6つの

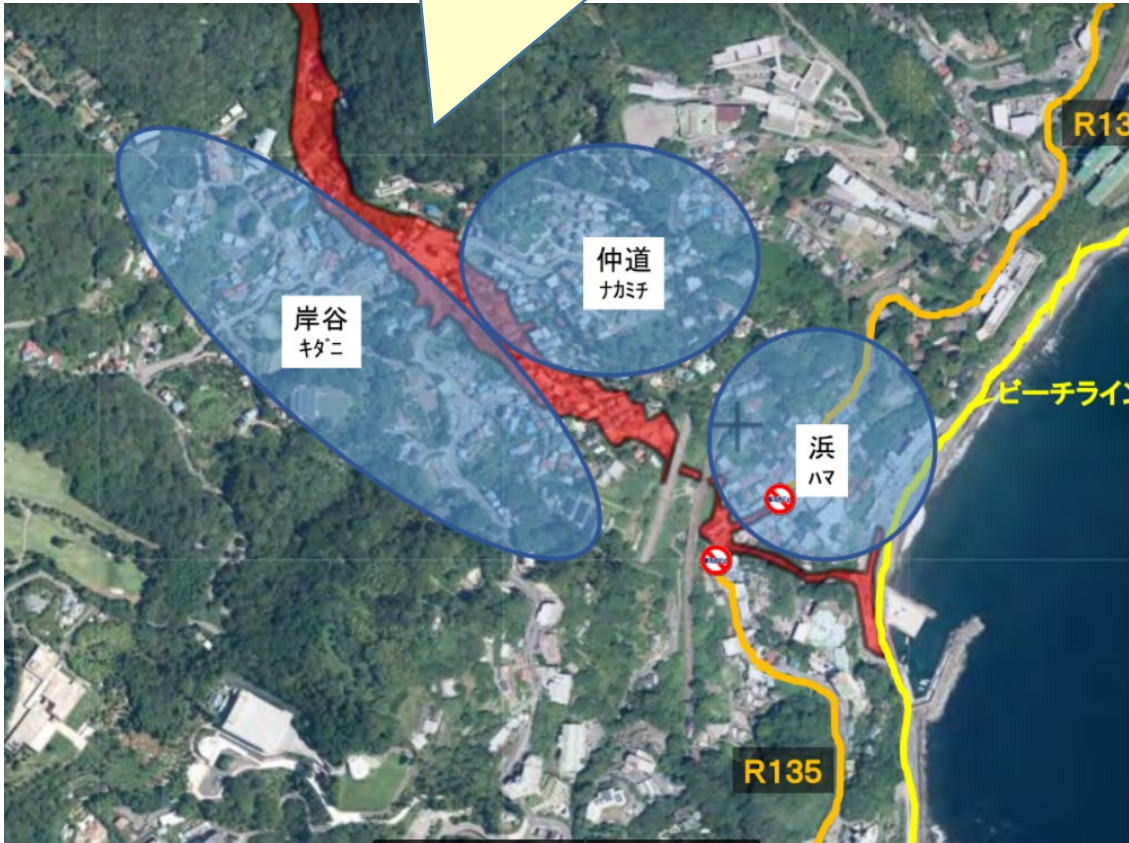


政策提言
先んじて



- ・住家被害の程度にかなりの差
- ・住家被害がない世帯も立入禁止で避難生活

→ 住家被害が小さい(ない)世帯にも支援が届かないと不公平、地域分断



出典「令和3年熱海市土石流災害 第1回伊豆山地区支援団体情報交換会資料」

令和3年 熱海市伊豆山土石流災害 における
 直接の建物被害のない周辺地域の住民の支援措置についてのご案内

令和3年8月4日

静岡県知事 川勝平太 殿

静岡県内土業有志 (別紙申し入れ人一同)

令和3年7月3日の伊豆山地区における土石流災害においては、全国各地からの応援を受け行方不明者の捜索活動や復旧作業にあたっていただき、静岡県、熱海市及び関連自治体職員の皆様には心より感謝申し上げます。

我々県内土業「静岡県災害対策土業連絡会」として7月26日から熱海市福祉センターにて「生活総合相談窓口」を置かせていただき、多くの被災者の相談に対応させていただきました。この点に関してもお忙しい時期にもかかわらず、被災者支援のため早期に連携をとっていただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、実際に生活総合相談窓口において被災者の方々のお困り事を伺っております。土流によって流されてしまった地域の直近または近傍において、

- ・隣家が傾いていて今にも倒れてきそう
- ・傾いてはいないが基礎の下が一部えぐられていて倒壊するのではないかと
- ・目の前に土石流の爪痕がありそのうち自分の家も流されるのではないかと
- ・境界沿いに立っている擁壁やブロック壁で土砂が止まっているがまた大雨が降ったら崩れてきそう

等々のお話が多く聞かれます。

しかしながら、これらの方々には建物自体に、全くあるいは少なくとも直接の大きな被害を受けていないため、(現在のままでは) 応急仮設住宅に入居することもできず、また何らかの支援を受けることができるのか極めて不透明な状況にあります。そして8月6日は8月31日と現状維持されている避難所からの退去期限が近づくと、このまま放り出されるのでは無いかという不安を抱え続けています。

この点について、被災者生活再建支援法第2条2号ハに定める被災世帯(以下「長期避難世帯」といいます。)については、同法3条1項により「全壊世帯と同様の支援を受けることが可能」とされています。上述のとおり相談窓口に入られた方には、土流でまさに家を流されるなど直接被災された方だけでなく、その直近または近傍に居住している方々も多く見受けられます。

今後、砂防ダム建設等の然るべき措置が取られるまでの間、あるいは詳細な土木調査の結果、安全性が明確に確認されるまでの間、当該被災者の自宅等がある地域は、長期的かつ継続的に二次災害の具体的な危険またはおそれにさらされるものであって、まさに同法が定める「当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」に該当することは明らかと考えます。そのため、当該地域に居住する被災者の不安を一瞬でも早く払拭する必要があります。万一、

令和3年7月熱海市土石流災害に関する土業連絡会の相談会において聴取した
 相談者の困りごとや行状への要望事項

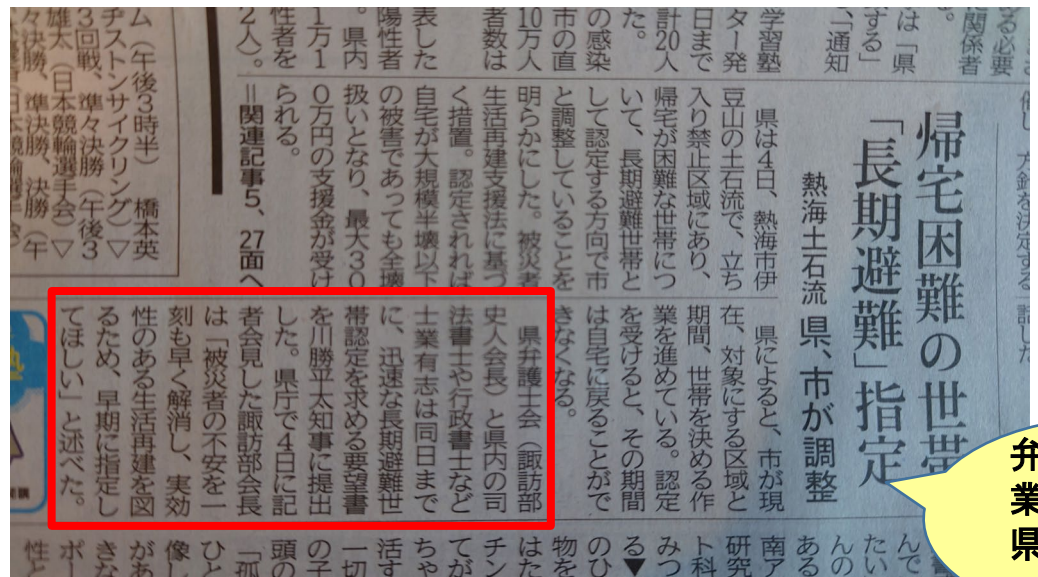
令和3年8月10日(火) 福祉センター 相談件数 9件
 8月11日(水) 福祉センター 相談件数 9件
 8月12日(木) 福祉センター 相談件数 3件
 8月13日(金) 福祉センター 相談件数 3件

令和3年8月10日(火) 9件

1. 立入禁止区域内外の住居確保に関する相談
 - ① 自宅立入禁止区域(当初立入禁止区域)、入院中の高齢の家族が近く遠隔予定なので、遠隔地の住居が不安とのご相談に対し、仮設住宅の3次募集が承認応募することや、家具互いの交換、ボランティアの方針に賛同の整理をお願いする等相談。
 - ② 立入禁止区域外の被災者の住居確保
2. 住居確保申請書及び仮設住宅入居に関する相談
 - ① 被災証明書は標準半壊だったが、申請書立てはできず、自宅には出入りができず、近く立入禁止区域に指定されると聞いている。このご相談に対し、住居確保再調査や長期避難世帯認定の可能性などを説明、家の応急修理についてボランティアの案内。
 - ② 長期避難世帯の早期認定が必要
3. 事業者への差別制限、立入禁止区域内被災者の生活再建に関する相談
 - ① 立入禁止区域に住居確保→標準半壊に昇格し認定、店舗内の機械にヒビが生えるなどして復旧が難しくなってしまうので、撤去したい。今後、住居をどうするかの、事業をどうするかの、判断支援はあるのかとのご相談に対し、立入禁止区域内外、長期避難世帯に認定される可能性があること、店舗内の機械は立入禁止区域内外で撤去できないが、撤去が明けらるボランティアに頼むことは可能であること、事業者に対する支援がなれる可能性があることなどを説明。
 - ② 立入禁止区域内外の認定からの早期の富物の撤去、長期避難世帯の早期認定、事業者に対する支援の促進(なりわい再建支援事業など)が望む。
4. 相談に関する相談
 - ① 被災箇所所在の不透明(被災状況に死亡した父の名義)の相続手続・費用を知りたいとのご相談に対し、法務局への地籍情報コーナーや司法費相談情報センター等相談手続に関する情報を提供した。
5. 被災証明書の認定及び仮設住宅入居に関する相談
 - ① 住居確保再調査は仮設住宅申込みできないと聞かれた
 - ② 土地(地盤)に問題がある場合の住居確保認定
 - ③ 申請書類の再調査証明にて仮設住宅申込みなどの手続を速進のため、住居確保認定が再調査によって変更されたり、災害復旧工事の組み立てを急ぎ進められたりした場合に、速報(特別)が認められないのではないか等とのご相談に対し、仮設住宅申込みできないが、標準世帯を8月限りで出て行くとはならないので、当面は避難所暮らしをして欲しい、③の相談は聞いていない

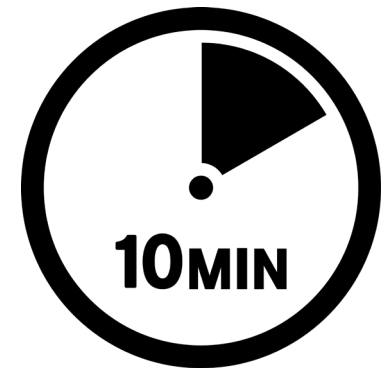
土業有志一同による 県への申し入れ

現地相談の内容、被災者の 要望を熱海市に全て フィードバック



弁護士会、土業有志による
 県、熱海市への
 申し入れ

水害支援 士業連絡会6つの



再建支援
最後まで





数日から数か月
(次の生活場所が決まるまで)

入居後原則最長2年
(仮設住宅の場合)

支援金・義援金など
も活用して住宅を
確保する

住宅の被災



直後

避難所での生活
(無料)

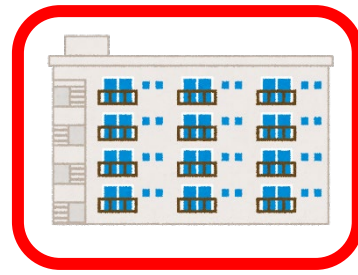


その後

仮設住宅 (建てたり民間
物件を借りたり)

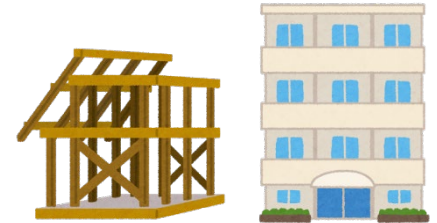


市営住宅・県営住宅など



その後

家の建築 マンションなど



災害公営住宅など
に入居する



警戒区域内の方の生活再建の道のりのイメージ

R3.7.3



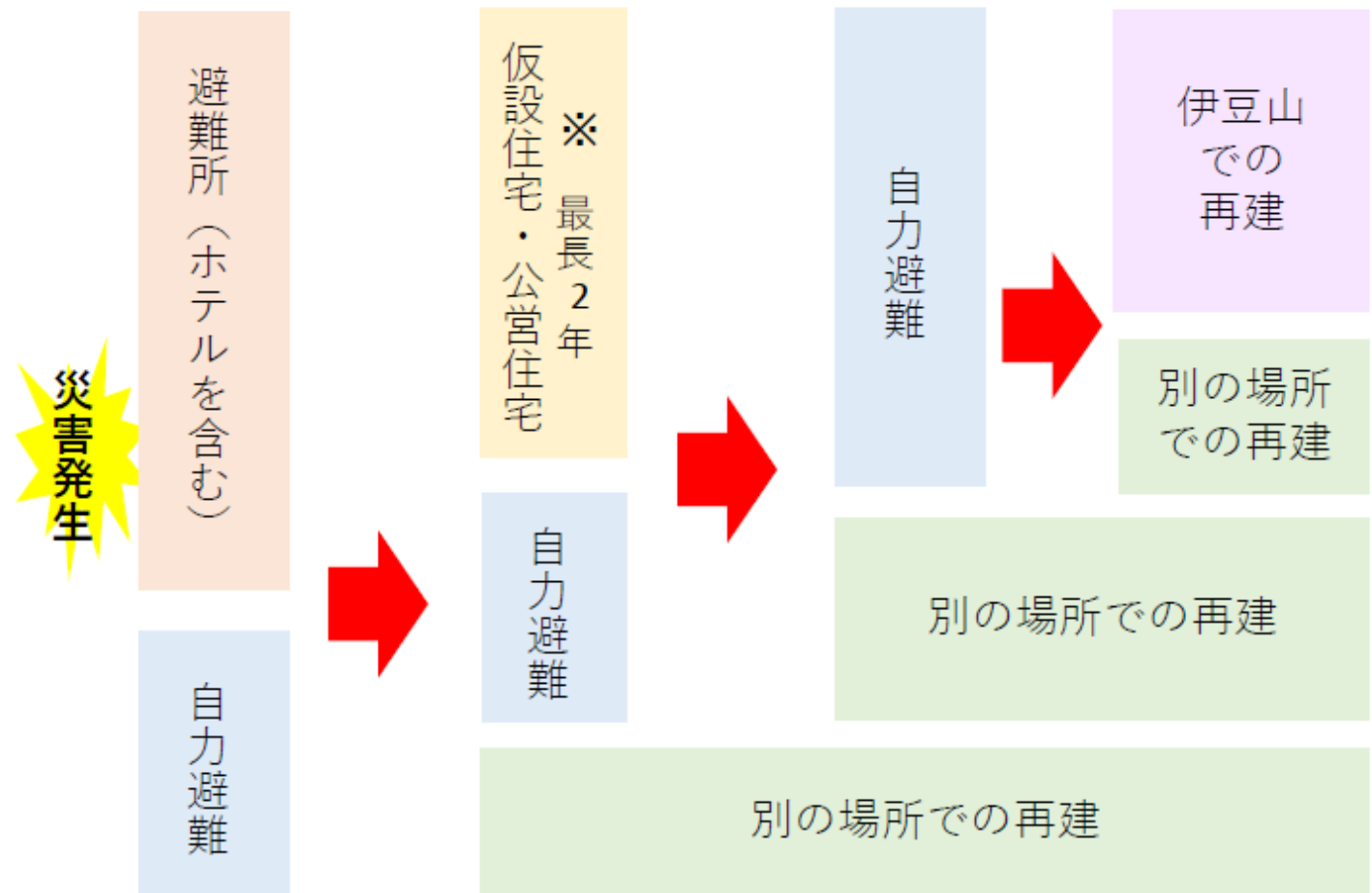
R3.8月～



2年後？



その後？



自力避難とは、自費などで確保した一時的な場所での生活を示します

出典「令和3年7月熱海市大雨災害で被災された皆様へ—生活再建の手引き—(弁護士会瓦版)」





出典「災害時の被災者支援制度とり災証明の認定等について」

お金の支援



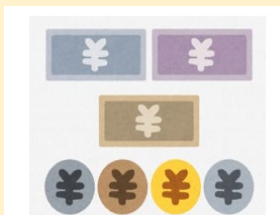
火災保険の保険金

契約により
0円～数千万



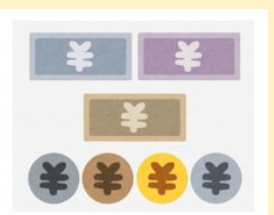
義援金
(災害により金額変化)

全壊・死亡 300+α
警戒区域等 50+α



被災者生活再建支援金
(被災者生活再建支援法)

最大300
(単身4分の3)



災害弔慰金
(災害関連死も対象)

250～500



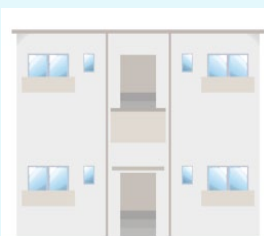
雑損控除
災害減免法

住まいの支援



仮設住宅 (無料)
(災害救助法)

家賃無料



災害公営住宅

家賃必要
(減額あり)



公費で解体
(災害廃棄物処理特例)

解体無料
(半壊+解体=全壊)



被災ローン減免制度
(ガイドライン)

ローン免除
* 預貯金500+支援金+義援金+火災保険の一部が残せる

借入の支援



生活福祉資金貸付制度
(社協が窓口)

住宅補修費
250以内など複数あり



災害復興住宅融資
(住宅金融支援機構)

罹災証明が融資の条件
(補修から購入まで)



災害援護資金貸付
(自治体が窓口)

最大350
(3年据置)



リバースモーゲージ
融資の災害時特例
(住宅金融支援機構)

60歳以上なら返済は利子のみ
(補修から購入まで)

被災者支援チェックリスト



支援制度をもれなく把握して
見えそうな制度を する

被災者支援カード(表)



被災者支援カード(裏)

特に大事な支援制度を
しっかり理解する

被災者生活再建カード



カードを並べながら
最終的な住まいを考える

災害の発生

災害直後	避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)	ボランティア専門家支援 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理制度 仮設住宅 半壊以上 595,000円 半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	?
数か月後	仮設住宅 原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので確認収集	災害弔慰金 家族の死亡に適用に500万円又は250万円支給	災害援護資金貸付 1か月以上の負傷・家財被害、住家被害に応じ最大350万円貸付	雑損控除(災害減免法) 建物・家財・車・基地などの被害や災害による支出で税金が減免される
その後	公費解体 半壊以上の家屋や一部事業所を無料解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入200万円 修理100万円 民間貸借50万円	被災ローン減免制度 住宅、事業、教育などの借入ローンの減額・免除	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興住宅融資 建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件	災害公営住宅 収入に応じて家賃は変動、当初数年は家賃の特例あり

被災者の住宅再建のために使える支援制度のカードを貼りながら、具体的に得られる金額や窓口までノートにまとめ、**家に持ってかえってもらう**



災害ケースマネジメントはこの本で全てわかります

建築士の先生が助言しながら、司法書士の先生が**被災者生活再建カード**を被災者のノートに貼っている



実際に被災地で被災された方にお渡しした現物 (制作初期のまだイラストがない版)



<p>災害直後</p> <p>この時の生活場所 ↓ 避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)</p>	そのカードから 得られる金額	万円	万円	万円	万円	万円	① 万円
	そのカードから 得られる金額	万円	万円	万円	万円	万円	② 万円
	そのカードから 得られる金額	万円	万円	万円	万円	万円	③ 万円
<p>その後</p> <p>最終的な住まい ↓</p>							<p>④ 当初の貯金 800万円</p> <p>①～④の合計額を記入 最終合計</p> <p>万円</p>

壊れた自宅
自宅を修理
自宅の建替
別の場所で家を新築
別の場所で家を買う
別の場所で借家住まい
災害公営住宅
高齢者住宅介護施設

手元のお金
住み慣れた自宅
近所の友人・地域
安心な家
便利な生活
家族の意向
老後も安心
先祖代々の土地・場所

Aさん
土石流で全壊
家族も犠牲に
↓
最終的にどんな住まいを選ぶか

<p>災害直後</p> <p>この時の生活場所 ↓ 避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)</p>	<p>そのカードから得られる金額</p> <p>1500 万円</p>	<p>500 万円</p>	<p>万円</p>	<p>万円</p>	<p>万円</p>	<p>➡ ① 2000 万円</p>
	<p>火災(地震)保険・共済</p> <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>災害弔慰金</p> <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>				<p>ライフスタイル(LS)カード(1枚目) ↓</p> <p>便利な生活</p>
<p>数か月後</p> <p>この時の生活場所 ↓ 仮設住宅 原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p>そのカードから得られる金額</p> <p>100 万円</p>	<p>1000 万円</p>	<p>無料</p>	<p>万円</p>	<p>(50) 万円</p>	<p>➡ ② 1150 万円</p>
	<p>基礎支援金 被災者生活再建支援法</p> <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>義援金</p> <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p>公費解体</p> <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>		<p>雑損控除 (災害減免法)</p> <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>	<p>ライフスタイル(LS)カード(2枚目) ↓</p> <p>老後も安心</p>
<p>その後</p> <p>最終的な住まい ↓ 別の場所で家を買う</p>	<p>そのカードから得られる金額</p> <p>200 万円</p>	<p>万円</p>	<p>万円</p>	<p>万円</p>	<p>1200 万円</p>	<p>➡ ③ 1400 万円</p>
	<p>加算支援金 被災者生活再建支援法</p> <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万</p>				<p>リバースモーゲージ</p> <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p>④ 当初の貯金 800万円</p> <p>①～④の合計額を記入</p> <p>最終合計</p> <p>5350 万円</p>

【被災後の生活再建チェックシート】

支援制度の利用もれをなくしつつ、住まいの再建に使える金額を把握しましょう



住宅の被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 長期避難世帯の認定 ※半壊以上の住宅は解体で全壊の扱い（支援法）
家族の被害	<input type="checkbox"/> 死亡・行方不明 <input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> その他（ ） <small>※災害弔慰金（死亡）、災害障害見舞金（重度後遺障害）、災害援護資金貸付（怪我）の☑</small>
家族の年齢	60歳以上の人が いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> <small>※リバースモーゲージ型融資（60歳以上なら利息だけの返済）の☑</small>

被災後の再建に使えるお金の合計 万円 ←下の(A)+(B)+(C)の合計額

(A) 手元の現金・預金 万円 ←空欄でも大丈夫です

(B) もらえる支援金の合計 万円 ←下の①～⑧の合計額

備考欄内の単位：万円

①	火災（地震）保険	<input type="text"/>	万円	金額に疑問があれば相談を
②	応急修理制度（補助）	<input type="text"/>	万円	半壊以上59.5(最新情報を) 準半壊30
③	被災者生活再建支援金（基礎支援金） ※単身世帯は4分の3の金額	<input type="text"/>	万円	(1)全壊100 (2)（半壊以上+解体）100 (3)長期避難世帯100 (4)大規模半壊50
④	被災者生活再建支援金（加算支援金） ※単身世帯は4分の3の金額	<input type="text"/>	万円	③をもらった人が(1)建築・購入で200 (2)修理で100 (3)民間賃借で50 (4)中規模半壊はこの各半額の加算支援金のみ
⑤	義援金	<input type="text"/>	万円	災害により金額に差。配分は数回も
⑥	災害弔慰金	<input type="text"/>	万円	生計維持者500 その他250
⑦	災害障害見舞金（重度障害被害）	<input type="text"/>	万円	生計維持者250 その他125
⑧	自治体独自の支援金	<input type="text"/>	万円	報道をこまめにチェックしましょう

(C) 借りられるお金の合計 万円 ←下の⑨～⑫の合計額

⑨	社会福祉協議会の貸付	<input type="text"/>	万円	災害援護資金～150 住宅補修費～250等
⑩	災害援護資金貸付	<input type="text"/>	万円	家賃被害や負傷などに応じ最大350
⑪	災害復興住宅融資	<input type="text"/>	万円	住宅金融支援機構による住宅再建融資
⑫	リバースモーゲージ型融資 ※⑪の高齢者(60歳以上)の特例制度	<input type="text"/>	万円	60歳以上なら返済は利息のみでOKに 600万円借入ごとに月約1万円の返済

その他の支援制度（使えそうなものに☑） ←使える制度はもれなく！

・	ボランティアの活用	<input type="checkbox"/>	様々な支援あり。ボランティアセンターへ。
・	仮設住宅の入居	<input type="checkbox"/>	家賃無料。原則最長2年間
・	建物の公費（無償）解体制度	<input type="checkbox"/>	半壊以上の建物が公費解体の対象になることも
・	被災ローン減免制度	<input type="checkbox"/>	預貯金500+支援金+義援金を残して債務減免
・	税金の雑損控除（確定申告必要）	<input type="checkbox"/>	災害の損害は医療費控除のように所得控除に
・	災害公営住宅の入居	<input type="checkbox"/>	収入などに応じて家賃設定

⑧ もらえる支援金の合計

万円

←下の①～⑧の合計額

備考欄内の単位：万円

①	火災（地震）保険	<input type="text"/>	万円	金額に疑問があれば相談を
②	応急修理制度（補助）	<input type="text"/>	万円	半壊以上59.5(最新情報を) 準半壊30
③	被災者生活再建支援金（基礎支援金） ※単身世帯は4分の3の金額	<input type="text"/>	万円	(1)全壊100 (2)（半壊以上+解体）100 (3)長期避難世帯100 (4)大規模半壊50
④	被災者生活再建支援金（加算支援金） ※単身世帯は4分の3の金額	<input type="text"/>	万円	③をもらった人が(1)建築・購入で200 (2)修理で100 (3)民間賃借で50 (4)中規模半壊はこの各半額の加算支援金のみ
⑤	義援金	<input type="text"/>	万円	災害により金額に差。配分は数回も
⑥	災害弔慰金	<input type="text"/>	万円	生計維持者500 その他250
⑦	災害障害見舞金（重度障害被害）	<input type="text"/>	万円	生計維持者250 その他125
⑧	自治体独自の支援金	<input type="text"/>	万円	報道をこまめにチェックしましょう

被災後の生活再建チェックシート （無料ダウンロード）

<http://naganokai.com/saiken-sheet/>



内閣府の被災者支援情報ページ

被災者支援情報ページ

被災者支援情報ページ

① 災害時特有の制度・問題

- 被災証明書とは
- 住宅被害を写真や動画で残す
- 応急危険度判定とは
- 避難経路や避難所などの損失
- 避難申請
- 被災者支援手帳

② お金の支援制度（もらえらる）

- 被災者生活再建支援法による給付
- 災害補償金法による給付
- 被災者生活再建支援法による給付
- 被災者生活再建支援法による給付

③ お金の支援制度（借りられる）

- 災害補償金法による給付
- 災害支援資金貸付制度
- 生活福祉資金貸付制度
- 災害支援資金
- 母子父子等福祉資金貸付金
- 母子父子等福祉資金貸付金
- 母子父子等福祉資金貸付金
- 母子父子等福祉資金貸付金

④ 住宅の修理・再建の支援制度

- 被災者生活再建支援法
- 基礎支援金
- 災害補償金
- 災害補償金
- 災害補償金
- 災害補償金
- 災害補償金
- 災害補償金

複数の自治体が全ての住民に被災者支援チェックリストを配布してくれている



被災者支援リスト全戸配布へ

御前崎市、県弁護士会と

被災者支援リストを全戸配布へ

御前崎市、県弁護士会と

被災者支援リストを全戸配布へ

上記は簡単にプリントアウトし時刻表形状にできる配布用工作版（無料DL可能）

被災者支援チェックリストのダウンロードサイト

令和3年4月13日版

被災者支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。 被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海 最新のカードのダウンロード

災害直後 (保険の確認・社協の貸付も)	<h3>応急修理制度 (災害救助法)</h3> <p>大規模半壊・半壊の世帯 59.5万円 (2020) 準半壊の世帯 30万円</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 自治体 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>使うと原則仮設住宅に入れなくなるので、修理した自宅などでなんとか生活できる世帯</p> <p>業者に修理を頼む前に自治体に相談</p>	<h3>基礎支援金 (被災者生活再建支援法)</h3> <p>①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 自治体 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談(単身は4分3の金額)</p> <p>所得条件なし。お金の使い道も制限なし</p>	<h3>災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)</h3> <p>借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1損害150万など)</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 自治体 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人(所得条件あり)</p> <p>返済期間10年。当初3年間は無利子</p>
数か月後 (義援金・災害弔慰金も)	<h3>仮設住宅 (災害救助法)</h3> <p>原則2年間(特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料(光熱費は負担必要)</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 自治体 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人(半壊でも入居可能性)</p> <p>入居に所得条件あるも運用は自治体で様々</p>	<h3>公費解体 (環境省の制度)</h3> <p>建物を無償で解体(家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 自治体 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者(2階建かつ1.0m以下等一定の事業所も対象)</p> <p>所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。</p>	<h3>雑損控除 (災害減免法も)</h3> <p>その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得控除される等</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 税務署に確定申告 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人</p> <p>家財の損害額不明でも推定規定あり</p>
その後 (その他の制度)	<h3>加算支援金 (被災者生活再建支援法)</h3> <p>建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円 *中規模半壊は上の半額</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 自治体 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時(単身は4分3の金額)</p> <p>一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる</p>	<h3>被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)</h3> <p>預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 弁護士会に相談を <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人</p> <p>自己破産や返済交渉の前に検討を!</p>	<h3>災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ)</h3> <p>建設・購入・リバモ融資半壊以上で抵当権修理の融資一部損壊でもOK</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">窓 口</div> 住宅金融支援機構 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">誰 に</div> <p>住宅の修理費用や再建費用を借りたい人</p> <p>60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済のリバースモーゲージも</p>

被災者支援カードのダウンロードサイト



あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

被災者支援カード(裏面) 2021年4月19日版

 : 原則災害救助法の適用必要
 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海



最新のカードのダウンロード

	被災直後(無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金		借りられるお金				その他の支援							
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (特例)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	資金貸付 災害援護 住宅融資	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他		
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとや遠慮なさらず相談を	自治体により時期や内容に違い	水災保障の有無や金額も確認を	30万円																
準半壊				59.5万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4							△ ※6						
半壊																				
中規模半壊										建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円										
大規模半壊										50万円										
半壊など +建物解体										建設・購入 200万円										
全壊										修理 100万円										
(長期避難 世帯)※1							100万円													
							民間貸借 50万円													



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性も。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



被災者支援カードの
ダウンロードサイト



解説動画



Youtubeに被災者支援制度と罹災証明の認定などについて解説動画を公開(関東弁護士会連合会)



解説冊子



熱海伊豆山地区の被災者に向けた生活再建の手引き冊子の作成(静岡県弁護士会)



解説資料



内水氾濫で床上浸水したものの一部損壊、準半壊など低い罹災証明しかもらえなかった人への支援制度の活用指南



* いずれも平時の支援制度の知識の備えとして活用いただけます